

押印廃止の可否一覧表(例)

(土木工事関係)

書類名等	押印廃止	押印廃止 判断基準	備考
埼玉県建設工事標準請負約款・草加市建設工事請負契約約款(埼玉県土木工事实務要覧掲載様式)			
請負代金内訳書	/	/	運用では契約課が受け取り、写しを監督員へ提出とする。 ※契約課所管のため対象外 ※今後、監督規則等に記載する
工事工程表	○	①③⑤	
現場代理人等通知書	○	①③⑤	
経歴書	○	①②④ (①②⑤)	
工期延期届	○	①③⑤	
工事完成通知書	○	①③⑤	
認定請求書(中間前払金)	○	①③⑤	
部分払検査請求書	○	①③⑤	
埼玉県土木工事共通仕様書に基づく様式			
工事記録(協議書等)	×		現場代理人、主任技術者印を継続
契約時における確認票	×	①	現場代理人、主任技術者印を継続
施工体制台帳	—	①②	従来より不要
下請負人に関する事項	—	①②	従来より不要
再下請負通知書	—	①②	従来より不要
再下請負関係	—	①②	従来より不要
施工体系図	—	①②	従来より不要
段階確認検査一覧表	—	①②	従来より不要
工事事務報告書	○	①③⑤	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	○	①③⑤	
建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	○	①③⑤	

※当該一覧表は主な書類を対象として記載しているため、記載のない書類についても、「押印廃止の判断基準」に基づき押印廃止できるものとする

【凡例1】 ○:廃止、 ×:廃止不可、 —:対象外

【凡例2】 ①契約変更(金額)に直接関わらない、 ②現状で無印(認印)、 ③会社の証明、登記印の照合が不要
④資格書等で確認できる、 ⑤各種管理(工事監督)にて確認できる

(土木工事関係)

書類名等	押印廃止	押印廃止 判断基準	備考
埼玉県土木工事成績評定要綱に基づく様式			
創意工夫・社会性等に関する実施状況	—	①②	従来より不要
草加市公契約基本条例の手引きに基づく様式			
対象工事労働環境報告書			1.2億円以上の工事が対象 契約課所管のため対象外
埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づく様式			
電子納品(写真)(DVD-R)のラベル	○	①②	
その他			
着手届	○	①③⑤	今後、監督規則の見直しによる廃止を検討する
施工計画書	○	①②	
工事实績情報(CORINS)に係る登録内容確認書	—	①②	従来より不要
測量成果簿 (工事着手前・境界杭等)	—	①②	従来より不要
週間工程表	—	①②	従来より不要
測量成果簿 構造物施工後)	—	①②	従来より不要
出来形管理図	—	①②	従来より不要
実施工程表	○	①③⑤	
品質管理関係	—	①②	従来より不要
納品書(資材等の出荷証明書、ミルシート等)	—	①②	各種証明書の証明者印は必要 (現状どおり)
交通誘導員配置証明書	—	①②	証明者印は必要
安全管理実施報告書	○	①⑤	
産業廃棄物関係 (集計表、残土受入証明書)	—	①②	各種証明書の証明者印は必要
再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	—	①②	従来より不要
測量成果簿 (工事完了後)	—	①②	従来より不要
各種完成図書の鑑	○	①②⑤	

※当該一覧表は主な書類を対象として記載しているため、記載のない書類についても、「押印廃止の判断基準」に基づき押印廃止できるものとする

【凡例1】 ○:廃止、 ×:廃止不可、 —:対象外

【凡例2】 ①契約変更(金額)に直接関わらない、 ②現状で無印(認印)、 ③会社の証明、登記印の照合が不要
④資格書等で確認できる、 ⑤各種管理(工事監督)にて確認できる

押印廃止の可否一覧表(例)

(委託関係)

書類名等	押印廃止	押印廃止 判断基準	備考
埼玉県標準委託契約約款(埼玉県土木工事委託業務実務要覧掲載様式)			
現場責任者通知書	○	①③⑤	
技術管理等通知書	○	①③⑤	
管理技術者等通知書	○	①③⑤	
経歴書	○	①②④ (①②⑤)	
委託業務完了通知書	○	①③⑤	
成果物引渡書	○	①③⑤	
履行期間延長請求書	○	①③⑤	
埼玉県土木設計等標準委託契約約款(埼玉県土木工事委託業務実務要覧掲載様式)			
業務工程表	○	①③⑤	
埼玉県測量作業共通仕様書、埼玉県地質・土質調査共通仕様書及び埼玉県土木設計業務共通仕様書に基づく様式			
身分証明書交付願	○	①③	
業務打合せ記録簿作成要領に基づく様式			
業務打合せ記録簿	×		
草加市公契約基本条例の手引きに基づく様式			
対象業務委託労働環境報告書	/	/	1千万円以上の委託が対象 契約課所管のため対象外
埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づく様式			
電子納品(写真)(DVD-R)のラベル	○	①②	

※当該一覧表は主な書類を対象として記載しているため、記載のない書類についても、「押印廃止の判断基準」に基づき押印廃止できるものとする

【凡例1】 ○:廃止、 ×:廃止不可、 —:対象外

【凡例2】 ①契約変更(金額)に直接関わらない、 ②現状で無印(認印)、 ③会社の証明、登記印の照合が不要
④資格書等で確認できる、 ⑤各種管理(委託監督)にて確認できる